

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り ×

7月29日発行

Vol.461

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。



三条市ホームページから

新型コロナウイルス感染症に関する 市民の皆様等へのお願い (更新)

この度、市内で新型コロナウイルスの感染者が確認されたことを受け、7月26日に改めて三条市長が市民の皆様等へのお願いのメッセージを出しました。

 **10ページをご覧ください。**

●三条市ホームページ

「新型コロナウイルス感染症について」

<https://www.city.sanjo.niigata.jp/kinkyu/12245.html>



目次

●「みなみそうまトピックス」から

・北泉海水浴場 安全祈願祭 ----- 2

●被災自治体News

浪江町 ----- 3

双葉町 ----- 4

●福島県復興公営住宅入居支援センター

・令和2年度第3回入居者募集のお知らせ ----- 5

●三条市News

・新型コロナウイルス感染症に関する
市民の皆様等へのお願い (更新)
----- 10

●交流ルームひばり通信

・7月・8月の「ひばり」 ----- 12



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

7/23 祝

北泉海水浴場 安全祈願祭

7月23日に、北泉海水浴場の無事故を祈念して、安全祈願祭が執り行われました。
北泉海水浴場は、市民の憩いの場として、8月23日（日）まで開設されます。



© City of Minamisoma



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ

TEL:0244-26-5663

(平日のみ 午前9時～午後5時)

今週の番組 60分 ※パソコン視聴

番組内容 [7/24～7/31]

1. オープニング&今週の番組 [2分]
2. 生涯学習チャンネル” 移民たちが伝える郷土料理べんけい” [21分]
3. 令和2年7月豪雨災害支援義援金募集のお知らせ [2分]
4. 交通事故防止【自転車安全走行編】福島県警交通啓発動画 [1分]
5. シェリー&ナイトが行く。” 南相馬市博物館編” [20分]
6. 南相馬市公式動画“minamisoma5.0” 「教育先進のまち」編 [3分]
7. 月刊図書館通信8月号 [5分]
8. 相馬看護学校 生徒募集 [5分]
9. リクエストアワーのお知らせ [1分]



みゆーまくん



浪江町からののお知らせ

ADR申立て相談会 in 道の駅なみえ

7月29日HP更新

ADRを申し立てて、原発事故による避難生活の苦痛などを主張してみませんか。
東京電力への賠償請求が済んでいても、申立てができます。
申立てにより適正な賠償（増額）がなされています。
当日はADRセンターの職員が申立書の書き方などについて説明します。

※ 広報なみえ8月号に同封されるチラシもご覧ください。

▶ ADR申立相談会in道の駅なみえのチラシ

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/12701.pdf>



とき

8月14日（金）・15日（土）
午前10時～午後4時

ところ

道の駅なみえ 会議室 （正面入口から入って左側）

その他

- コロナウイルス感染予防に十分に配慮のうえ開催します。
来場の際はマスクの着用などをお願いします。
- 相談会に参加しなくとも申立ては可能です。希望する方はお問い合わせください。

問い合わせ

総務課 賠償支援係

TEL 0240-34-4638



双葉町からのお知らせ

特別定額給付金の受け付けがまもなく終了します

7月17日HP更新

新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として一律10万円の給付金が支給されています。

双葉町の申請期限は、**8月17日(月)**となっていますので、申請がお済みでない方は早めに手続きをお願いします。

問い合わせ

健康福祉課

TEL 0246-84-5205

行政サービス向上のため電話の録音を開始します

7月27日HP更新

8月3日から、双葉町役場いわき事務所の一部の電話機におきまして、行政サービス向上と通話内容の確認のため、通話内容を録音させていただきます。

録音を行う電話番号は以下の通りです。ご理解とご協力をお願いします。

【通話録音を行う電話番号】

0246-84-5200（代表番号）

0246-84-5201（総務課直通）

0246-84-5202（秘書広報課直通）

※上記以外の電話番号は、準備が整い次第対応します。



令和2年度第3回 入居者募集のお知らせ (令和2年10月以降入居予定)

■募集期間

8月3日(月)～12日(水)必着

■募集対象

1. 平成23年3月11日時点において、田村市、南相馬市、川俣町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村に居住していた方で、次に該当する方
 - ・現在も避難指示が継続している区域に居住していた方（居住制限者）
 - ・避難指示が解除された区域に居住していた方で、現在、住宅に困窮している方（旧居住制限者）
2. 東日本大震災において被災・避難した次に該当する方で、現在、住宅に困窮している方
 - ・地震・津波により住宅を失った方（地震・津波被災者）
 - ・平成23年3月11日時点で中通り、浜通り（避難指示が継続している区域を除く）に居住していた方（子ども・被災者支援法に定める「支援対象避難者」）

■注意事項

- ・第2希望の団地まで申し込みできます。
- ・優先住宅(車いす対応住宅も含む)は、集合住宅1階部分の住戸であり、優先世帯(60歳以上の高齢者、障がい者、要介護者を含む世帯)に限り申し込みができます。
- ・入居後の復興公営住宅間の住み替えは、世帯人数が増減した場合、身体の機能上の制限を受ける者となった場合、介護が必要となった場合など、一定の理由がある場合に可能ですので、ご相談ください。
- ・第1・第2希望の両方とも落選された方には、意向を伺い、空いている住戸をご案内する場合があります。なお、第2希望の団地の記載がなかった方には、ご案内は行いません。
- ・補欠として登録されている方も応募できますが、当選した場合は、補欠の権利は無効となりますので、ご了承ください。

※募集対象「1」の方

応募者多数の場合、「避難指示が継続している地区に居住していた方」から先に抽選します。

※募集対象「2」の方

応募者多数の場合、「地震・津波被災者」から先に抽選します。



ホームページQRコード

【入居申込書の請求先】

入居申込書は、福島県復興公営住宅入居支援センターへご請求いただくか、ホームページからダウンロードすることができます。

次ページへ続きます

■募集団地

※ 居住制限者、旧居住制限者を対象とした募集団地と、地震・津波被災者および支援対象避難者を対象とした募集団地は、別々の一覧となります。

●居住制限者、旧居住制限者を対象とした募集団地

所在地	団地名	建設年度	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数
福島市	笹谷	H26	集合住宅	優先住宅(車いす対応)	2LDK	1
				一般住宅	3LDK	1
	飯坂	H27	集合住宅	優先住宅	3LDK	1
				一般住宅	2LDK	2
					3LDK	2
	北沢又 (ペット可)	H28	2戸1棟 (2階建)	一般住宅	3LDK	1
	北沢又	H28~H30	集合住宅	優先住宅	2LDK	6
					3LDK	6
優先住宅(車いす対応)				3LDK	2	
一般住宅				2LDK	1	
				3LDK	14	
二本松市	根柄山 (ペット可)	H28	戸建て(平屋) または 2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	2
			2戸1棟(2階建)	一般住宅	3LDK	3
			集合住宅	優先住宅	2LDK	1
	石倉	H28~H29	集合住宅	一般住宅	3LDK	2
					3LDK	10
	若宮	H29	集合住宅	一般住宅	2LDK	1
					3LDK	1
	表 (ペット可)	H29	集合住宅	優先住宅	2LDK	2
				3LDK	2	
			一般住宅	2LDK	5	
				3LDK	2	
川俣町	壁沢 (ペット可)	H28	2戸1棟(2階建)	一般住宅	2LDK	5
					3LDK	3
郡山市	柴宮	H26	集合住宅57号棟	優先住宅	2LDK	1
				一般住宅	3LDK	2
		H27	集合住宅 58・59号棟	優先住宅	2LDK	1
	日和田	H26	集合住宅	優先住宅	2LDK	2
				一般住宅	3LDK	1
	富田	H26~H27	集合住宅 1~3号棟	優先住宅	2LDK	2
	八山田	H26~H27	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
				一般住宅	3LDK	2
東原	H26~H27	集合住宅 1・2号棟	優先住宅	2LDK	3	
			一般住宅	3LDK	3	
		集合住宅3号棟	一般住宅	2LDK	1	

次ページへ続きます 

所在地	団地名	建設年度	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数
郡山市	安積	H27	集合住宅	優先住宅	2LDK	2
					3LDK	1
	守山駅西 (ペット可)	H28	2戸1棟(平屋) 2戸1棟(2階建)	一般住宅	2LDK	1
一般住宅	3LDK			4		
田村市	石崎南 (ペット可)	H28	2戸1棟(2階建)	一般住宅	3LDK	2
三春町	平沢 (ペット可)	H28	戸建て(平屋) 戸建て(2階建)	一般住宅	2LDK	1
				一般住宅	3LDK	2
白河市	南湖南 (ペット可)	H28	2戸1棟(2階建)	一般住宅	3LDK	2
会津若松市	古川町	H26	集合住宅	優先住宅	2LDK	2
				一般住宅	3LDK	2
	年貢町	H27	集合住宅 集合住宅 (メゾネット)	一般住宅	3LDK	8
				一般住宅	2LDK	1
白虎 (ペット可)	H27	戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	1	
南相馬市	北原	H28	集合住宅	優先住宅	2LDK	5
				一般住宅	3LDK	4
				一般住宅	2LDK	5
				一般住宅	3LDK	12
	上町	H28	集合住宅	優先住宅	2LDK	3
				優先住宅(車いす対応)	3LDK	2
				一般住宅	2LDK	5
	南町	H28	集合住宅	一般住宅	3LDK	7
				優先住宅(車いす対応)	3LDK	1
	牛越	H28~H29	集合住宅	一般住宅	3LDK	18
優先住宅				3LDK	12	
一般住宅				2LDK	1	
いわき市	湯長谷	H26	集合住宅	一般住宅	3LDK	25
				一般住宅	3LDK	6
	下神白	H26	集合住宅	優先住宅	2LDK	2
				一般住宅	3LDK	2
				一般住宅	2LDK	6
	宮沢	H28	集合住宅	一般住宅	3LDK	14
				優先住宅(車いす対応)	3LDK	1
	関船	H27	集合住宅	一般住宅	2LDK	1
				優先住宅(車いす対応)	3LDK	1
	高萩 (ペット可)	H28	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	2
四ツ倉	H29	集合住宅	優先住宅	3LDK	2	
			優先住宅(車いす対応)	3LDK	1	
			一般住宅	3LDK	1	
下矢田	H29	集合住宅	一般住宅	3LDK	1	

次ページへ続きます 

所在地	団地名	建設年度	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数
いわき市	中原 (ペット可)	H28	集合住宅 1～3号棟	優先住宅	3LDK	1
	中原	H28	集合住宅 4～7号棟	優先住宅	2LDK	1
				一般住宅	3LDK	5
	勿来酒井	H29	集合住宅 2～4号棟	優先住宅	2LDK	1
				優先住宅(車いす対応)	3LDK	1
			一般住宅	2LDK	1	
				3LDK	5	
	泉本谷	H29	集合住宅	優先住宅	2LDK	8
				一般住宅	3LDK	7
				優先住宅(車いす対応)	3LDK	1
				一般住宅	2LDK	3
					3LDK	5
	磐崎	H29	集合住宅	優先住宅	3LDK	1
				優先住宅(車いす対応)	3LDK	1
				一般住宅	3LDK	1
	北好間 (ペット可)	H29	集合住宅 1～3・5・6号棟	優先住宅	2LDK	1
	北好間	H29	集合住宅 4・7～16号棟	優先住宅	3LDK	1
一般住宅				2LDK	1	
				3LDK	7	
平赤井	H29	集合住宅	優先住宅	2LDK	4	
			一般住宅	3LDK	10	
			優先住宅(車いす対応)	3LDK	2	
一般住宅	3LDK	3				

● 「地震・津波被災者」および子ども・被災者支援法に定める「支援対象避難者」を対象とした募集団地

所在地	団地名	建設年度	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数
福島市	北沢又	H30	集合住宅	優先住宅	2LDK	2
				一般住宅	3LDK	5
				優先住宅(車いす対応)	3LDK	1
				一般住宅	2LDK	1
3LDK	6					
二本松市	石倉	H28～H29	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
				一般住宅	3LDK	1
				一般住宅	3LDK	6
南相馬市	上町	H28	集合住宅	一般住宅	3LDK	1
	牛越	H28	集合住宅	優先住宅	3LDK	2
				一般住宅	3LDK	10

次ページへ続きます 

所在地	団地名	建設年度	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数
いわき市	中原 (ペット可)	H28	集合住宅 1～3号棟	優先住宅	3LDK	1
	中原	H28	集合住宅 4～7号棟	優先住宅	3LDK	3
				一般住宅	3LDK	4
	勿来酒井	H29	集合住宅 2～4号棟	優先住宅	2LDK	1
				一般住宅	2LDK	1
					3LDK	4
	泉本谷	H29	集合住宅	優先住宅(車いす対応)	3LDK	1
				一般住宅	2LDK	1
	磐崎	H29	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
				一般住宅	3LDK	1
2LDK					1	

■入居申込書と記入例

- ▶ 居住制限者用（現在も避難指示が継続している区域に居住していた方）

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%2830%29.pdf>



- ▶ 旧居住制限者用（避難指示が解除された区域に居住していた方）

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%2831%29.pdf>



- ▶ 地震・津波被災者用（地震・津波により住宅を失った方）

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%2832%29.pdf>



- ▶ 支援対象避難者用（平成23年3月11日時点で中通り、浜通り（避難指示が継続している区域を除く）に居住していた方）

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%2833%29.pdf>



お問い合わせ

福島県復興公営住宅入居支援センター

専用ダイヤル ☎024-522-3320

受付時間 8:30～17:15（土日、祝日を除く）

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館7階

新型コロナウイルス感染症に関する 市民の皆様等へのお願い（更新）

この度、市内で新型コロナウイルスの感染者が確認されたことを受け、7月26日に改めて三條市長が市民の皆様等へのお願いのメッセージを出しました。

市民の皆様等へのお願い（7月26日）

本日、三條市内において新型コロナウイルスに感染された方が確認されました。

感染が確認された方はお一人であり、現在新潟県において濃厚接触者の調査等が行われておりますが、濃厚接触者とされた方に対しても症状の有無に関わらずPCR検査を実施し、検査結果が判明するまでは全員が自宅待機となります。その上で、仮に陽性であった場合には直ちに入院となり、また、陰性であった場合にも念のために接触から14日間は自宅待機を継続することになります。

このことから、今回感染が確認された方を原因とする更なる感染の広がりにはほぼ考えられないため、不安を感じるお気持ちは十分に理解できますが、過度な反応等は控えてくださいますようお願い申し上げます。

また、これまで全国では、感染が確認された方に対する詮索や誹謗、中傷、いじめといった卑劣な行為がしばしば行われております。

しかしながら、今回感染が確認された方は、そうした状況にも関わらず、勇気を持って検査を受けてくださったものであり、三條市長として心から感謝を申し上げるとともに、万が一にも御本人が誹謗、中傷などを受ける事態に陥らないよう、市民の皆様にご理解と御協力をお願い申し上げます。

予防策を万全に講じていたとしても罹患してしまう可能性はあります。仮にいつもと違う症状が現れた場合には、周囲の目が気になるかもしれませんが、今回の方のように、隠すことなく勇気を持って検査を受けてください。それが結果的に感染拡大の防止にもつながります。

次ページへ続きます 

私どもといたしましては、引き続き、新潟県と密接に連携しながら、これまで実施してまいりました感染が拡大している地域への往来等の自粛要請などといった水際対策を適宜適切に講じてまいりますので、皆様におかれましても7月17日の私からのメッセージでお願いした次のことなどについて、改めて御協力をお願いいたします。

1. 知事が域外への移動の自粛を住民に要請している東京都への旅行や帰省等の不要不急の往来※1は、自粛くださるようお願いいたします。
2. 東京都からの旅行や帰省等の不要不急の来訪※1は、自粛くださるようお願いいたします。
3. 知事が域外への移動の自粛を住民に要請していないものの、厚生労働省が示している社会への協力要請を行うタイミング※2を過ぎている大阪府、福岡県、埼玉県、愛知県、奈良県、京都府、千葉県、滋賀県、神奈川県、和歌山県、兵庫県及び鹿児島県への往来は、慎重に判断されるようお願いいたします。
4. 3.の12の府県からの来訪は、慎重に判断されるようお願いいたします。

繰り返しになりますが、現在は市中での感染が広がっているという状況にはありませんので、くれぐれも過度な反応等は控えてくださいますようお願いいたします。

令和2年7月26日

三条市長 國定 勇人

※1 不要不急の往来（来訪） 就職、転勤、進学、出張、里帰り出産、冠婚葬祭などに伴う往来等以外のもの

※2 社会への協力要請を行うタイミング 基準日（人口10万人当たりの週平均新規感染者数が2.5人となった日）から1日～7日後

7月・8月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
				7/30	31	8/1
				ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み	ひばり休み
2	3	4	5	6	7	8
午前10時 ～午後3時	ひばり休み	ひばり休み	午前10時 ～午後1時	ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み	ひばり休み
9	10	11	12	13	14	15
午前10時 ～午後3時	山の日 ひばり休み	ひばり休み	午前10時 ～午後1時	ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み	ひばり休み

問い合わせ

交流ルーム ひばり

(総合福祉センター内)

運営：さんじょう∞ふくしま「結」の会

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開設時間] 日 午前10時～午後3時
水 午前10時～午後1時

※さんじょう∞ふくしま「結」の会

避難者と三条市のボランティアの有志で組織している団体で、「交流ルームひばり」の運営を無償で行っています。「交流ルームひばり」へお気軽にお立ち寄りください。

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった（変わる予定である）
- ・家族構成が変わった（子が進学などで転出、帰還した家族がいるなど）
- ・避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

連絡先

三条市役所 福祉課

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している世帯数と人数(2020.7.29現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	17	43
原町区	3	4
南相馬市 計	20	47
浪江町	3	11
双葉町	1	3
郡山市	5	9
合計	29	70

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511